六十六　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

六十七　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.5 + B \times 0.7$

算式の符号

A　国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六十八　再編推進事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十九　沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七十一　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

六十九　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

七十　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.5 + B \times 0.7$

算式の符号

A　国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七十一　再編推進事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十二　沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において市町村が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十三　医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七十四　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。